

# 令和元年度 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度について

## (四次申請分)

### 1 補助対象者

- (1) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業を除く。）を営業者
- (2) 上記(1)とリース契約等を締結したリース事業者

### 2 補助条件

以下の条件をすべて満たすこと

- (1) ユニバーサルドライバー研修の修了等の乗務員を、補助対象車両1台につき2名以上（1人1車制個人タクシーの場合は当該乗務員1名）配置できること。
- (2) 国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施していること。ただし、申請年度より前に補助金を受けていないタクシー事業者を除く。
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 補助対象車両について札幌市の他の補助金の交付を受けていないこと。

### 3 補助対象車両

以下の要件をすべて満たす車両

- (1) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日まで納車の車両
- (2) ハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両（中古のものを除く。）
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両

※ 令和2年3月23日までに補助申請を行った車両は四次申請対象外です。

### 4 補助限度額

1台当たり30万円（補助予定車両数19台）

### 5 補助予定車両数を超える申請があった場合の補助金交付対象車両の決定方法

補助対象車両数が、補助予定車両数の15台を超えた場合は、以下のとおり決定します。なお、下記の決定について、申請者がリース事業者である場合は、リース契約先のタクシー事業者の申請台数と合わせた数で判断します。また、札幌市の予算の範囲内で交付しますので、全ての申請車両に対して補助金が交付されるものではありません。

#### (1) 申請者が15人を超えた場合

当初交付申請、二次交付申請、及び三次交付申請について、交付決定がされていない申請者に1台ずつ配分します。次に、交付決定がされている申請者に1台ずつ配分します。なお、配分過程において配分順を決定する必要がある場合は、申請期限日時点のユニバーサルデザインタクシー導入割合が低い申請者順に配分します。

#### (2) 申請者が15人を超えない場合

申請者に1台ずつ配分します。次に申請者の申請車両数で按分（端数が出た場合は、申請期限日時点のユニバーサルデザインタクシー導入割合が低い申請者を優先します。）し、配分します。

注 申請期限日時点のUDタクシー導入割合（申請者がリース事業者である場合は、借主となるタクシー事業者の導入割合）が低い申請者

## 6 申請手続

### (1) 申請期間

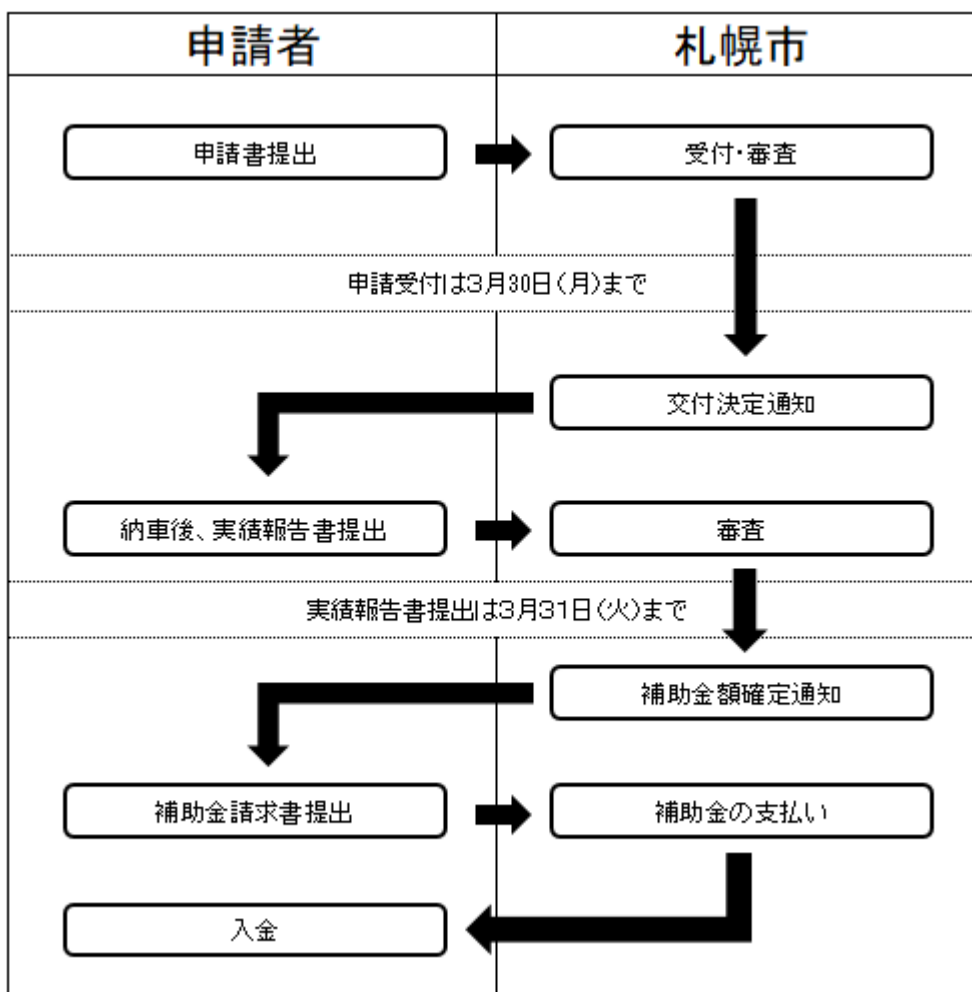
令和2年（2020年）3月26日（木）から同年3月30日（月）まで（必着）。  
郵送又は持参にて提出。

※ 該当車両がある場合は、申請書作成前に必ず下記担当に電話連絡をすること。

### (2) 必要書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 補助対象車両（様式1別紙）
- ③ 添付書類（要綱別表のとおり）

## 7 申請から補助金交付までの流れ



## 8 申請書提出先及びお問合せ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 津島、津田  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階）

TEL：011-211-2492 FAX：011-218-5114

e-mail:sogokotsul@city.sapporo.jp